【ドイツ】緊急経済対策の実施

海外立法情報課・山口 和人

＊2008 年 11 月 5 日、連邦政府は、世界的な金融危機に端を発する深刻な不況に対処するため、「成長の強化による雇用の確保」と題する一連の措置を決定した。先行する措置と併せ、実施のための法律の制定等の作業が進められている。

連邦政府の緊急経済対策

連邦政府は、既に 2008 年 10 月 7 日、「家計における税負担の軽減、社会保障支出の安定化及び投資のための一連の措置」を決定し、児童手当支給額及び児童に関する税控除額の引上げ、介護サービスを含む家事に近接するサービスに家計が支出した場合の税負担の軽減並びに失業保険掛金率の引下げ等を予定している。また、金融危機への対応については、「金融市場の安定化のための一連の措置の実施に関する法律」が 2008 年 10 月 17 日に公布され、一部を除き、翌 18 日に施行されている。

11 月 5 日に決定された措置は、これら先行の措置に続いて、不況の克服と雇用の確保のための施策を打ち出したものである。その概要は次のとおりである。

Ⅰ 融資の確保

(1)企業に対する復興金融公庫（KfW）の融資を拡大し、2009 年末までに 150 億ユーロを限度とする追加的融資を行う。これに関連して、復興金融公庫による 80%を限度とする責任の引受けも予定する。

Ⅱ 投資への刺激

(2)2009 年以降 2 年間、固定資産のうち可動資産について、25%を上限として税控除を行う。

(3)中小企業に対する特別控除の可能性も、期限付きで拡大する。

(4)建物のエネルギー効率を改善するプログラム（CO_2建物改築プログラム）その他に対する連邦政府の投資を総額 30 億ユーロ増額する。

(5)重要なインフラ整備への投資を恒常的なものとするため、インフラ構造の弱い自治体のための復興金融公庫のインフラ整備プログラムを 30 億ユーロ増額する。

(6)連邦政府は、緊急の交通関係の投資を早めて実施し、2009 と 2010 年にそれぞれ 10 億ユーロを計上する。その中で騒音対策や連邦遠距離道路及び水路の整備等を行う。

(7)連邦と州の共同任務である「地域的経済構造の改善」（基本法第 91a 条第 1 項）のための連邦経済技術省の財政資金を、2009 年の特別プログラムの一環として 2 億ユーロ増額する。

Ⅲ 適応の支援―家計負担の減少

(8) 手工業における活動、機械などの維持補修及び現代化の措置に対する税控除の可能

性を 2009 年当初から著しく拡大する。

・環境への負担の少ない自動車の普及を促進し、そのための自動車部門の適応を容易にする措置（(9)～(12)）

(9)新車の購入に対して、1 年間は自動車税を免除する。環境への負担が少ない乗用車（Euro-5 及び Euro-6 規格を満たすもの）については免税期間を 2 年間とする。

(10)EU で検討されている 2012 年以降の乗用車の CO_2 排出の規制の負担が自動車産業にとって実行可能なものとなるよう、連邦政府として働きかけを行う。

(11)特に最新の自動車テクノロジーの開発のため、欧州投資銀行の研究・開発・イノベーションに対する融資目標を 2007 年の 72 億ユーロから 2009 年には 100 億ユーロに増額するよう、連邦政府として働きかけを行う。

(12)イノベーションの促進と実施の領域における復興金融公庫の従来の措置を著しく強化する。

・被雇用者のための追加的セーフティーネット（(13)～(15)）

(13)職業に付随する継続教育によって解雇を防ぐため、中高年未熟練労働者に対する特別プログラムを拡充する。

(14)職業紹介所を 1,000 か所増設する。

(15)（賃金カットを伴う）短時間労働に対する給付金の支給期間を現行 12 か月から 18 か月に延長する。

緊急経済対策の実施のための法律

上記の連邦政府の対策パッケージのうち、税法上の規定の実施（上記対策の(2)(3)(8)(9)）を内容とする法律が 2008 年 12 月 5 日成立した。また、失業保険の掛金率を現行の 3.3%から 3%に引き下げる法案も同 19 日に成立した。一方、児童手当の引上げ及び家事に近接するサービスの税負担の軽減等を内容とする「家族給付法案」は、12 月 4 日連邦議会で可決後、連邦参議院が連邦と州の財源負担の配分について異議を唱えたため、両機関の合同協議が行われ、一部修正の上、同 19 日に成立した。いずれも 2009 年 1 月 1 日に施行されている。

なお、連邦政府は、2011 年に連邦予算において新たな借入れを行わないですむようにすることを目指していたが、経済情勢の変化によって、その目標の達成が不可能となったことを認めた。2008 年 10 月 7 日の措置と今回の措置を合わせ、公の予算からの支出は、2009 年と 2010 年の両年で約 320 億ユーロに達すると推計されている。

これらの措置を含む 2009 年度予算法は、11 月 28 日連邦議会で、12 月 19 日連邦参議院で法案が可決されて成立した。なお、ドイツの会計年度は 1 月 1 日に開始する。

参考文献（インターネット情報は 2008 年 12 月 16 日現在である。）

Beschäftigungssicherung durch Wachstumsstärkung, Maßnahmenpaket der Bundesregierung.
<http://www.bmwi.de/BMWi/Navigation/Service/publikationen,did=278868.html>
Das Parlament, 1. Dezember 2008, 8./15. Dezember 2008.